

シルバーウィーク中と9月25日夜間～28日開庁前に 戸籍の届出をされるかたへ

戸籍届書の審査・受理について

- ① 戸籍住民課休日・夜間窓口・宿直室で受付した戸籍の届書は、開庁してから順次、審査を行います。
- ② 審査の過程で、届書の記載内容の確認のために、届書に記入されたお電話番号に連絡する場合があります。
- ③ 審査の結果、受理となった場合、ご連絡はいたしません。

※届書が受理されると、その効力は届書を提出した日にさかのぼって生じます。

提出された届書の内容が反映された各種証明書が必要なかたへ

戸籍の届書が受理されると、戸籍や住民票にその内容が反映されます。お勤め先などで証明書の提出が必要な場合には、下記のいずれの証明書が必要か、提出先にご確認の上、請求をしていただくようお願いします。

証明書の種類	証明書の説明
① 受理証明書	婚姻、出生、離婚等の戸籍の届出を受理したという証明書です。 戸籍の届出をした届出人の方に限り、戸籍の届出をした市区町村に証明書を請求することができます。
② 戸籍全部事項証明書、 戸籍個人事項証明書 (戸籍謄本、抄本)	出生、婚姻、死亡など戸籍の届出内容が記録された証明書です。
③ 住民票の写し	住所に関する証明です。 住民登録のある市区町村に請求します。

※各証明書の発行日については、裏面をご覧ください。

証明書がとれるのは・・・

- ◆ シルバーウィークと9月26日・27日は、戸籍届出が大変多い見込です。
- ◆ 届出の内容を反映した証明書の発行予定は、下記のとおりです。ただし、あくまでも予定ですので、届出の件数などにより変更となる場合があります。

証明書の種類	9月18日(金)夜間から 9月24日(木)開庁前の届出	9月25日(金)夜間から 9月28日(月)開庁前の届出
① 受理証明書	10月1日(木)以降	10月6日(火)以降
② 戸籍全部事項証明書、 戸籍個人事項証明書 (戸籍謄本、抄本)	(大田区が本籍地の場合) 10月1日(木)以降	(大田区が本籍地の場合) 10月6日(火)以降
③ 住民票の写し	(大田区が住民登録の場合) 10月7日(水)以降	(大田区が住民登録の場合) 10月9日(金)以降

※ 本籍地及び住民登録地が大田区以外の場合は、上記②③の日程より証明書が発行できるまでさらにお日にちがかかります。

※ マイナンバーカードの氏名変更(券面更新)は、住民票の写しが発行可能となってからお手続きいただけます。

※ マイナポータルでのパスポートのオンライン申請は、マイナポータルの仕様上、本籍地に係わらず申請ができるようになるまで2か月以上かかりますので、ご注意ください。お急ぎの場合は、戸籍全部事項証明書を取得してください。

◆◆◆ 問合せ先 ◆◆◆

〒144-8621 大田区蒲田五丁目13番14号 本庁舎
大田区区民部戸籍住民課戸籍住民担当(戸籍)
電話 03-5744-1183 (平日8時30分から17時まで)

※ 処理状況のお問い合わせは、9月30日(水)以降にお願いします。

※ 届出人ご本人からのお問い合わせに限らせていただきます。